

新旧対照表（千葉市土木設計業務等における情報共有システム試行要領の改定）

旧（令和7年4月）	新（令和8年5月）
<p>1 趣旨</p> <p>この要領は、千葉市が発注する設計業務等標準積算基準書を適用した測量業務、地質調査業務、土木設計業務、調査、計画業務（以下、「土木設計業務等」という。）における情報共有システムの試行に関し、必要な事項を定める。</p>	<p>1 趣旨</p> <p>この要領は、千葉市が発注する設計業務等標準積算基準書又は下水道用設計標準歩掛表を適用した測量業務、地質調査業務、土木設計業務、調査、計画業務（以下、「土木設計業務等」という。）における情報共有システムの試行に関し、必要な事項を定める。</p>
<p>3 対象業務</p> <p>（1）発注者指定型</p> <p>ア 設計業務等標準積算基準書を適用した土木設計業務等のうち、発注者が指定した業務委託。</p> <p>（略）</p> <p>（2）受注者希望型</p> <p>ア 設計業務等標準積算基準書を適用した土木設計業務等のうち、発注者がシステムの利用に支障ないと認める業務委託。</p> <p>（略）</p>	<p>3 対象業務</p> <p>（1）発注者指定型</p> <p>ア 設計業務等標準積算基準書又は下水道用設計標準歩掛表を適用した土木設計業務等のうち、発注者が指定した業務委託。</p> <p>（略）</p> <p>（2）受注者希望型</p> <p>ア 設計業務等標準積算基準書又は下水道用設計標準歩掛表を適用した土木設計業務等のうち、発注者がシステムの利用に支障ないと認める業務委託。</p> <p>（略）</p>
<p>附 則</p> <p>この要領は、令和7年4月1日から施行する。</p> <p>この要領は、施行日以降に「執行伺」を起案する業務に適用する。</p>	<p>附 則</p> <p>この要領は、令和7年4月1日から施行する。</p> <p>この要領は、施行日以降に「執行伺」を起案する業務に適用する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要領は、令和8年5月1日から施行する。</p> <p>2 この要領は、施行日以降に「執行伺」を起案する業務に適用する。</p>